

第 26 回 議会改革特別委員会

開催日 平成 24 年 11 月 22 日（木曜日）

出席委員 委員長：鈴木和彦 副委員長：望月厚司

委員：松谷 清 鈴木節子 早川清文 繁田和三 山根田鶴子 尾崎剛司
三浦雅司 遠藤広樹 遠藤裕孝 佐野慶子 白鳥 実 近藤光男
栗田知明 片平博文 剣持邦昭 沢入育男

欠席委員 委員：なし

その他の出席者 議長：石上顕太郎 副議長：田中敬五

議題

○ 前回の確認等

〈協 議〉

- 1 議会基本条例に係る運営事項について
- 2 静岡市議会の災害対応について
- 3 次回の委員会開催日 第 27 回 12 月 25 日（火）午後 4 時～

〈報 告〉

- ・政務調査費に係る条例の見直しについて
-

○ 協議・決定内容

- 1 議会基本条例に係る運営事項について ⇒ 11 月 22 日委員会の結果のとおり
 - 2 静岡市議会の災害対応について⇒11 月 2 日提案資料のとおり
-

主な意見など

1 議会基本条例に係る運営事項について

*第 5 条（会派）

- 自民党 会派の活動に関する文言を修正してはどうか。
 - 市民自治福祉クラブ シンプルなものにすべき。入れなくてもいい。
 - 共産党 政務活動費の議員への支給を認めるようにも読めるので、不用。
 - 新政会・公明党・静友クラブ・虹と緑・市民クラブ・清庵クラブ 提案どおりでよい。
 - 鈴木委員長 大方ということで、原案どおりとさせていただきます。
-

*第 6 条（市民との関係）

①「公述人等に委員の質疑の趣旨を確認するための発言」を認める規定を委員会条例に加えること

②「参考人等に対する報奨（報償）金の支払い」について

- 自民党 ①「議員」とあるのを「委員」に改める。

②参考人等に対する報奨金の額は、8,000円以内に統一する。

対象者の定義を、議会（委員会）から出席を求められた参考人等と簡略にする。

○市民自治福祉クラブ 報奨金は1時間当たりではなく、1回当たりがいいのではないかと。

○鈴木委員長

①委員会条例に「公述人に委員の質疑の趣旨を確認するための発言を認める」規定を加える

②報奨金の支払いに関する規定のうち、金額は8,000円以内とする

報奨金の内容は、1時間とするが、必要に応じて検討することで了解されたい

*第12条（議会運営）議長・副議長選挙に伴う「所信表明会」の実施について

○自民党 協議等の場ではなく、任意とする。

所信表明を行うには4人以上の議員の推薦が必要との項目を入れる。

○新政会 4人以上の推薦人を要件にすることは賛成。

○片平委員 他都市で例がある。正副議長は議会の代表であり、会派の意見を集約した人が所信表明を行うべき。

○共産党 正副議長の被選挙権は全議員にあり、所信表明の権利もある。推薦人は不要。

○静友クラブ 全議員に権利があり、平等性を確保されたい。

○虹と緑 枠をつけることには反対。

○市民自治福祉クラブ 4人以上の推薦人ということは、時代にそぐわない。

○市民クラブ 各議員の考え方に任せる。推薦人は不要。

○清庵クラブ 推薦人は必要。

○鈴木委員長 大方の意見で判断する。

所信表明会の設置は任意。

所信表明には4人以上の推薦が必要ということにする。

*第13条（委員会の活動）

○自民党 意見交換会参加者への依頼は、「2週間前までに」届くようにする。

○鈴木委員長 自民党の意見を踏まえ、資料のとおりとする。

2 静岡市議会の災害対応について 11月2日提案資料のとおりと決定

〈報告〉

○政務調査費に係る条例の見直しについて

・事務局から資料に基づき説明

・条例改正のスケジュールは、改正地方自治法の施行日が3月1日と見込まれるため、これにあわせ、2月定例会の初日の本会議で改正とする。
